総務委員会情報連絡

令和3年9月28日

情報連絡事項

1 労使による「職場におけるハラスメント防止等に関する宣言」について・・・ 2

(総務部)

総務委員会情報連絡

令和3年9月28日

件名	労使による「職場におけるハラスメント防止等に関する宣言」について
所管部課	総務部 人事課
内容	1 概要 職場におけるあらゆるハラスメントを防止し、全ての職員が個人として尊重され、お互いに信頼し合って快適に働ける職場環境を築くため、労使によるハラスメント防止等に関する共同宣言を実施した。 2 宣言式 (1) 日時・場所 令和3年9月2日(木) 13時から 庁議室 (2) 内容 区長と区職労委員長が宣言書に記名し、ハラスメント防止を共同宣言する。 3 今後について (1) 新規 課長級への研修実施(11月実施予定、今年度異動者は必須)係長を含めたハラスメント防止研修(3年ローテーション)とは別に、課長級を対象とした「ハラスメント防止研修」を実施する。講師には、区の具体的事例に関与している弁護士を予定。 (2) 新規 庁内の安全衛生委員会に対策部会を設置 令和3年8月26日(木)より庁内の安全衛生委員会に、「ハラスメン
	ト防止対策部会」を設置。活動内容を「健康だより」に掲載し、全職員にハラスメント防止を啓発していく。 (3) 継続 相談体制について相談カード「ひとりで悩まないで・・・」に沿って、人事課での相談対応や、コンプライアンス推進担当課で公益通報等の対応を行う。
	相談件数が急増した場合には、総務部内で応援体制を整備する。 (4) 新規 「足立区職員行動指針」の改定 「足立区職員行動指針」にハラスメント防止について明記し、職員への意識啓発を行う。
問題点・ 今後の方針	運営上の指導とパワーハラスメントとの違いや線引き等について、研修や 掲示板などを通じて、全職員に周知を図っていく。